

委員会提出議案第8号

(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業の中止を求める意見書の提出  
について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年9月26日提出

提出者

教育民生委員会委員長 尾崎 邦洋

亀山市議会議長 西川 憲行 様

別紙

(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業の中止を求める意見書

## (仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業の中止を求める意見書

現在、三重県亀山市、津市、伊賀市にまたがる布引山地北部の尾根に、大規模な風力発電所を建設する計画が進められています。

風力発電所の建設は、従来から「超低周波音及び低周波音と反響音などによる人体への影響」や「土砂災害のおそれ」、「自然生態系への影響」、「地域過疎化のおそれ」など様々な問題が指摘されております。

今春、亀山市内の「加太の自然を守る会」から、「(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業」の中止を求める周辺住民の署名が亀山市長及び三重県知事に提出されました。

当事業計画は、風力発電機を最大40基設置するものでありますが、当市の加太地区は、四方を山々に囲まれたすり鉢状の地形であり、予想以上に超低周波音及び低周波音と反響音の影響を受けることや、加太小学校及び加太保育園から風車までの距離が非常に近いことから、児童・園児への健康被害も懸念されるどころです。

加太地区を含め、事業計画地は山あいの自然豊かな地域です。このすばらしい環境のもとで子育てを希望する方々も増えてきておりますが、この風力発電事業の進捗に伴い、周辺地域の過疎化に拍車がかかることが危惧されます。

さらに、事業開始後は、計画地の生態系が変化し、鹿、猪、猿等による農作物の被害の拡大や希少生物の個体数の減少なども予想されます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

### 記

1. 株式会社シーテックの「(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業」をはじめとする布引山地北部尾根付近への風力発電事業者による事業を中止すること。
2. 住民合意による環境影響評価の進め方への見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月26日

三重県亀山市議会議長 西川 憲行

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

経済産業大臣 世 耕 弘 成 様

環 境 大 臣 中 川 雅 治 様